

放射性セシウムに関する規制値(厚生労働省) 暫定許容値(農林水産省) 指標値(林野庁) 基準値(環境省)

核種	試料区分	濃度(Bq/kg)	
放射性セシウム	飲料水	10	
	牛乳	50	
	乳児用食品	50	
	一般食品	100	
	飼料 ^(注1)	牛及び馬用	100 (製品重量)
		豚用	80 (製品重量)
		家きん用	160 (製品重量)
		養殖魚用	40 (製品重量)
	きのこ原木	50 (乾重量)	
	菌床用培地及び菌床	200 (乾重量)	
	加熱調理用	薪	40 (乾重量)
		木炭	280 (乾重量)
	肥料・土壌改良資材、培養土	400 (製品重量)	
肥料原料汚泥 原料汚泥として評価 (脱水汚泥又は焼成した汚泥として)	200 ^(注2)		
<p>注1: 粗飼料については、水分含有8割ベース。</p> <p>注2: 原料汚泥中の放射性セシウム濃度200Bq/kg以下の場合については、汚泥肥料の原料として使用できる。(原料汚泥: 脱水汚泥又は焼成した汚泥) 特例措置は、平成25年4月末をもって失効。</p>			
<p>規制値等は、今後も変更・追加されることが予想されます。 最新の情報は、各省庁のホームページや弊社の担当者へご確認下さい。</p>			

食品中の放射性セシウムの規格基準

平成 24 年 4 月 1 日から適用

核種	区分	区分に含まれる範囲	濃度(Bq/kg)
放射性セシウム	飲料水	直接飲用する水 調理に使用する水 水との代替関係が強い飲用茶	10
	牛乳	牛乳、低脂肪乳、加工乳、乳飲料（注1）	50
	乳児用食品	乳幼児用調整粉乳 （粉ミルク、フォローアップミルク） 乳幼児用食品（ベビーフード、おやつ等） 乳幼児向け飲料（注2） その他（服薬補助ゼリー、サプリメント等）	50
	一般食品	上記以外の食品（注3）	100

<備考>

・注1: 乳酸菌飲料、ヨーグルト、チーズは、一般食品として扱う。

・注2: 飲用茶に該当するものは飲料水基準が適用される。

・注3: 製造食品、加工食品については、原料の状態、製造・加工された状態それぞれで一般食品の基準値が適用される。但し、次の食品については以下のような例外規定がある。

①乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など水戻しを行い食べる食品

→ 原材料の状態と食べる状態(水戻しを行った状態)で一般食品の基準を適用する。

②のり、煮干し、するめ、干しぶどう等の乾燥させた状態でそのまま食べる食品

→ 原料の状態、製造・加工された状態(乾燥した状態)それぞれで一般食品の基準を適用する。

③茶、こめ油など原料から抽出して飲む、又は使用する食品

→ 原料の状態では基準値の適用対象としない。

・茶は、製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準を適用する。

・米ぬかや菜種などを原料とする油は、油で一般食品の基準を適用する。

II. 医薬関連

医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準（GMP：Good Manufacturing Practice）

薬機法に基づいて1980年に厚生労働省より医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第179号）が定められました。GMPとは、原材料の入庫から、製品の製造・加工、出荷に至るまでのすべての過程において、製品が適切かつ安全に造られ、一定の品質が保証されるように、事業者が遵守する必要がある基準です。

GMPの原則として、①人為的な誤りを最小限にすること、②製品の汚染及び品質低下を防止すること、③高い品質を保証するシステムを設計すること、の三つが掲げられています。また、薬機法施行規則第96条において、「医薬品・医薬部外品（指定されたもの）の製造業者又は認定を受けた外国製造業者は、その製造所における製造管理又は品質管理の方法を、薬機法第14条第2項第4号に規定する基準に適合させなければならない」として、その適用範囲を定めています。

安定性試験ガイドライン（Guideline for Stability Testing of New Drug Substances and Products）

ICHQ1Aでの合意に基づく、EU、日本及び米国3極内において新有効成分含量医薬品の原薬及び製剤の承認申請を行うときに必要な安定性試験成績を示したものです。平成15年6月3日付医薬審発第0603001号厚生労働省医薬局審査管理課長通知により示されています。

ガイドラインの目的

医薬品の承認申請における安定性試験は、医薬品の有効性及び安全性を、温度・湿度・光等の様々な環境要因の影響の下で品質の経時変化を評価し、原薬のリテスト期間、製剤の有効期間及び医薬品の貯蔵条件の設定等に必要なる情報を得るために行う試験です。

安定性試験には、長期保存試験・加速試験及び苛酷試験の3種類があります。

薬機法施行規則第12条1項に規定する試験検査機関（第178号）に登録致しました。

弊社は平成25年3月1日に「薬機法施行規則第12条1項に規定する試験検査機関として、厚生労働省より認可・登録されました（平成31年3月1日更新）。これにより、医薬品会社様、医薬品原料会社様からの各種の原料試験検査や製剤の試験検査を受託できる機関（GMP試験検査機関）となりましたので、ご案内申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・受託GMP試験業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・

○安定性試験

長期保存試験、加速試験、苛酷試験をICHガイドラインに沿って実施致します。
検体保管のみ、試験検査のみのご要望にもお応え致します。

○分析法バリデーション

現行の試験方法の改良、試験方法の文書化及び分析法バリデーションを支援致します。

○配合変化試験

○公定書に準拠した試験

日本薬局方、日本薬局方外医薬品規格、医薬品添加物規格、医薬部外品原料規格、
その他規格及び試験方法に準拠した試験

○その他の受託試験・各種試験

微生物限度試験、輸液用ゴム栓試験、洗浄バリデーション、研究開発試験、各種異物調査

Ⅲ.お役立ちサイトのご紹介

最新の法改正情報、環境関連の行政情報、講習、資格試験等に関する案内は、以下のサイトで確認できます。

・e-Govポータル(<https://www.e-gov.go.jp/>)

○法令データ提供システム(法令全般の内容検索)

・インターネット版官報,官報情報検索サービス(<https://kanpou.npb.go.jp/>)

○インターネット版官報の無料公開,官報のインターネット検索(※有料サイト)

・環境省(<https://www.env.go.jp/>)

○環境基本法

○環境基準

○地球温暖化対策の推進に関する法律

○水質汚濁防止法

○湖沼水質保全特別措置法

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)

○大気汚染防止法

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

○騒音規制法

○振動規制法

○ダイオキシン類対策特別措置法

○悪臭防止法

○土壌汚染対策法

○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

○農薬取締法

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)

○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)

○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

○浄化槽法

○環境影響評価法

○温泉法

○エコアクション21(環境活動評価プログラム)

○環境会計・環境報告書

○環境カウンセラー試験

・厚生労働省(<https://www.mhlw.go.jp/>)

○水道法

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律

○食品衛生法

○労働安全衛生法

○作業環境測定法

○石棉障害予防規則

○特定化学物質障害予防規則

○毒物及び劇物取締法

○薬剤師試験

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

・経済産業省(<https://www.meti.go.jp/>)

○産業標準化法(JIS法)

○計量法

○大規模小売店舗立地法

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

- 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)
- 計量士試験

・国土交通省(<https://www.mlit.go.jp/>)

- 下水道法
- 測量士試験
- 気象予報士試験
- 小型船舶操縦士試験
- 浄化槽設備士試験

・農林水産省(<https://www.maff.go.jp/>)

- 肥料取締法
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

・文部科学省(<https://www.mext.go.jp/>)

- 学校保健法

・群馬県(<https://www.pref.gunma.jp/>)

- 都市計画情報の閲覧
- 群馬県の生活環境を保全する条例
- 群馬県環境基本条例
- 群馬県自然環境保全条例
- 群馬県河川法施行細則
- 環境基準に係る水域類型の指定等
- 群馬県水道法施行細則
- 水質汚濁防止法第三条三項の規定に基づく排水基準を定める条例
- 群馬県流域下水道条例
- 群馬県工業用水道条例
- 群馬県小水道条例
- 大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準を定める条例
- 悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定及び同法第四条に規定する規制基準の設定
- 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の別表に掲げる区域の指定
- 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域及び騒音に係る環境基準に掲げる幹線交通を担う道路の指定
- 特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域等の指定
- 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定
- 飲食店営業等に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定
- 群馬県環境影響評価条例
- 群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
- 群馬県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則
- 群馬県食品安全基本条例
- 群馬県食品衛生条例
- 群馬県浄化槽法施行細則
- 群馬県公衆浴場法施行条例
- 群馬県旅館業条例
- 群馬県ゴルフ場管理条例
- 群馬県環境GS認定制度

・群馬労働局(<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>)

- 特定化学物質作業主任者技能講習
- 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 石綿作業主任者技能講習

- JISC日本産業標準調査会(<https://www.jisc.go.jp/>)
 - JIS(日本産業規格)の閲覧

- JSA一般財団法人日本規格協会(<https://www.jsa.or.jp/>)
 - JIS(日本産業規格)原案の作成,JIS規格票の発行

- JAB公益財団法人日本適合性認定協会(<https://www.jab.or.jp/>)
 - マネジメントシステム審査登録機関の照会

- JEMCA一般社団法人日本環境測定分析協会(<https://www.jemca.or.jp/>)
 - 環境計量士・環境測定分析士等の資格・試験関連情報
 - アスベスト関連情報

- JAWE公益社団法人日本作業環境測定協会(<https://www.jawe.or.jp/>)
 - 作業環境測定士登録講習

- JAOE公益社団法人におい・かおり環境協会(<https://orea.or.jp/>)
 - 臭気測定認定事業所
 - 臭気判定技術講習
 - 臭気判定士試験

- JEMAI一般社団法人産業環境管理協会(<https://www.jemai.or.jp/>)
 - 環境会計・環境報告書に関する書籍、講習
 - 環境マネジメントシステム審査員
 - 公害防止管理者試験

- 公益財団法人安全衛生技術試験協会(<https://www.exam.or.jp/>)
 - 衛生管理者試験
 - 作業環境測定士試験
 - 労働安全コンサルタント試験
 - 労働衛生コンサルタント試験
 - エックス線作業主任者免許試験

- JISHA中央労働災害防止協会(中災防)(<https://www.jisha.or.jp/>)
 - 各種安全衛生セミナー

- 一般財団法人消防試験研究センター(<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>)
 - 危険物取扱者試験

- NUSTEC公益財団法人原子力安全技術センター(<https://www.nustec.or.jp/>)
 - 放射線取扱主任者試験

- 公益社団法人日本技術士会(<https://www.engineer.or.jp/>)
 - 技術士試験

- JWWA公益社団法人日本水道協会(<http://www.jwwa.or.jp/>)
 - JWWA規格,上水試験方法

- JSWA公益社団法人日本下水道協会(<https://www.jswa.jp/>)
 - 下水試験方法

- 公益社団法人日本薬学会(<https://www.pharm.or.jp/>)
 - 衛生試験法・注解

- 株式会社環境技研(<https://www.get-c.co.jp/>)
 - 業務案内,技術・設備情報
 - 各種測定,分析,調査に係る情報提供